

社会人経験の皆様へ

教育訓練給付金（専門実践教育訓練給付金）制度のご案内

平成30年4月より、前橋東看護学校は厚生労働大臣の「専門実践教育訓練給付制度講座」に指定されました。詳しくは、下記をご参照してください。

■専門実践教育訓練給付制度とは

・労働者や離職者から自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練指定講座を受講した場合、その教育訓練施設（学校）に支払った教育訓練経費の一部がハローワークから支給される雇用保険の給付制度です。

■給付対象者について

1. 初めて受給を受ける方

講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者である方。

転職などした場合は前職と新しい職場での間が1年以内の場合は期間を通算することができます。

2. 受給を受けたことがある方

前回の受講開始から次の専門実践教育訓練の受講開始日前日までの間に、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間のある方。

■支給額について

・支給額

1. 受講者本人が支払った入学金、授業料の教育訓練経費の50%を支給されます。

（最大40万円/年）

2. 卒業後1年以内に被保険者として雇用された場合には、教育訓練経費の20%が追加支給されます。（最大56万円）

※教育訓練経費とは：入学金、授業料、必須の教材費、実施経費等

（学校に支払ったすべての費用が該当するわけではありません。）

※卒業後とは：資格を取得し1年以内に就職した場合のこと

・支給例

前橋東看護学校に入学した場合の支給額予測金額

項目	1年目	2年目	3年目	卒業後	合計
	支払った訓練経費の50%	支払った訓練経費の50%	支払った訓練経費の50%	教育訓練経費の20%	
教育訓練費に該当する経費概要	950,000	750,000	750,000		2,450,000
支給額概算	400,000	375,000	375,000	490,000	1,640,000

※あくまでも目安です。実際の支給額とは異なる場合があります。

■ 給付金の申請先

専門実践訓練給付金の申請先は、お住いの市町村を管轄するハローワークです。

■ 申込期限

受講開始日の1か月前までに、ハローワークにて所定の手続きを終えておく必要があります。

■ 給付金支給までのながれについて

※これは簡単な流れです。詳細についてはハローワークでご確認ください。

	ハローワーク	看護学校	
受講前		○	・当校の入学選考を受験、合格
	○		・受給資格及び支給要件をハローワークで確認 ・「キャリアコンサルティング」・「ジョブ・カード」の交付
	○		・受講日の申請を行う（入学1ヶ月前まで）
		○	・入学日（入学式の日）が受講開始日となります。
当校入学	○		・ハローワークに支給申請（6ヶ月ごと）
受講中	○		・ハローワークに支給申請
受講終了		○	・当校卒業（卒業の3月31日としてください）
当校卒業	○		・ハローワークに追加支給申請
資格取得後、就職	○		

※ 当校で「支給要件照会」はできませんのでご注意ください。

■ 在学中の諸注意

- ・入学から6ヶ月ごとに支給申請を行い、「給付金」が支給される。
- ・成績不良や退学・休学、欠席が多い等、修了見込みがなくなった場合には、給付対象外になります。

■ 申請・お問い合わせ先

この制度についての詳しい情報につきましては、ハローワークにお問い合わせください。

「全国ハローワークの所在案内」 <http://www.mhiw.go.jp/kyujin/hwmap.tml>

■ 参考資料

- ・ハローワークインターネットサービスHP「教育訓練給付制度」

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

- ・厚生労働省HP「教育訓練給付制度について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html